

広報 たまかわ

広報



<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>

台風 19号による 過去最大の広範囲に及ぶ浸水

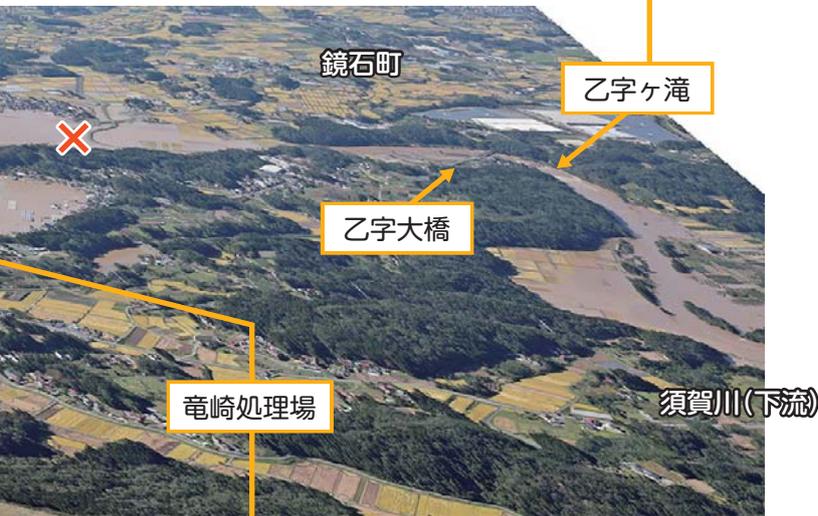


令和元年

台風19号がもたらした被害

令和元年10月12日に日本に上陸した台風19号は、関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらしました。

台風19号で亡くなった人は全国で95人となり、5人が行方不明になっています。(10月25日からの大雨による被害を含む) 台風19号の影響でこれまでに全国で少なくとも3万棟を超える住宅が水につき、1600棟以上の住宅が全半壊や一部損壊の被害を受けました。政府はこの台風の被害に対し、激甚災害の指定を行ったほか、台風としては初となる特定非常災害の認定を行いました。また、玉川村を含め、災害救助法適用自治体は、14都県の390市区町村となり、東日本大震災を超えて過去最大の適用となりました。(以上の数値は11月6日現在の消防庁発表の数値です。)



○防災行政無線

- ・竜崎地区中継局 浸水により制御盤故障。

○停電

- ・川辺、岩法寺、竜崎、南須釜、北須釜、山小屋

○農地浸水

- ・ 稲 : 1,338,006 m²
- ・ ハウス : 47,209 m²
- ・ 露地 : 14,431 m² (いずれも速報値)

○農作物被害

- ・ 被害額速報値 (10/31 現在)
被害面積 72.58ヘクタール
被害額 106,051千円

○事業所の浸水被害状況

- ・ 小高・竜崎地内3事業所
合計 256,000千円

○都市施設等

- ・ 村民グラウンド法面崩壊 25,000千円
- ・ 乙字ヶ滝公園防護柵破損等 5,000千円

○福島交通バス(須賀川~石川)

- ・ 竜崎経由: 一部路線を変更して運行 (現在は復旧)
- ・ 母畑経由: 路面の土砂流入により運休 (現在迂回運行)

○JR水郡線(11月1日復旧)

- ・ 常陸大子~郡山間運休
- ・ 東館駅~郡山駅 臨時バス運行

○避難所

- ・ 最大 16世帯 44名 (村内8カ所)

○ボランティア

- ・ ボランティアセンター (社会福祉協議会・健康福祉課)
ボランティア受入数: 10/16 ~ 10/27 (12日間)
延人数 19名

阿武隈川氾濫状況

台風19号ヘリ画像
2019/10/13 12:05

✕ 決壊

○ 排水機場



堤防洗掘



玉川村の被害等の状況

○警報等

- 12日 14:09 大雨暴風警報
- 15:30 土砂災害警戒情報
- 15:48 洪水警報
- 18:10 避難準備情報
(竜崎、中、小高、蒜生の4地区)
- 19:18 避難勧告(4地区)
※1,019世帯:2,813名
- 19:50 大雨特別警報
- 20:23 避難指示(全村)
※2,196世帯:6,684名
- 13日 4:00 大雨警報へ(大雨特別警報解除)
- 10:58 大雨警報解除
- 14日 14:55 洪水警報解除
- 16:00 避難指示縮小(竜崎、中、蒜生)
※693世帯:1,864名
- 15日 15:00 避難指示解除

○降雨量

- ・24時間最大
10/12 ~ 10/13 (3:00 ~ 2:00) 210mm
- ・1時間最大
10/12 (21:00 ~ 22:00) 23.5mm

○浸水家屋

- 家屋 64棟(床上39棟・床下25棟)
- 非住家 55棟(床上27棟・床下28棟)

○土砂災害

- 77箇所(11/5現在)

○堤防(阿武隈川)

- ・小高字矢地田及び石場地内決壊・その他越水

○ため池

- ・三ツ池(竜崎)決壊

○上下水道

- ・農業集落排水施設竜崎処理場・ポンプ場
→浸水(369戸 接続人口:1,070名)

令和元年台風第19号被害による 各種支援制度

このたびの災害に遭われたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

このページは、みなさまの生活再建のために、村の支援制度等をまとめたものです。御利用くださいますようお知らせします。

● り災証明書の発行

1 支援の種類	証明書発行
2 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要となる重要な書類です。 り災証明書の添付資料（必要により現地調査）により、り災状況を判定し、り災証明書を発行します。（無料）
3 必要書類等	り災証明申請書 り災状況がわかる写真（印刷したもの又はスマートフォンの画面） 身分証明書（運転免許証・健康保険証等） ※写真が用意できない場合は、り災状況のわかる詳細な修繕見積書等でも替えることができますが、村税務課へご相談ください。
4 手続き	り災証明願（申請書）にり災状況の写真を添えて村税務課に提出
5 受付	村税務課 57 - 4622
6 その他	り災証明は、原則即日交付しますが、現地調査等が必要となる場合もありますので、時間に余裕をもって申請願います。 なお、住家以外の被災に関しては「被災証明書」を発行しますので、被災状況がわかる写真等持参の上申請願います。

● 災害見舞金

1 支援の種類	給付												
2 支援の内容	<p>災害により住居に被害のあった世帯に対して、災害見舞金を支給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1世帯につき</th> <th>被災者1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・水没</td> <td>100,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>50,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>30,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住家が借家の場合の額はそれぞれ半額となります。</p>		1世帯につき	被災者1人につき	全壊・水没	100,000円	5,000円	半壊	50,000円	3,000円	床上浸水	30,000円	2,000円
	1世帯につき	被災者1人につき											
全壊・水没	100,000円	5,000円											
半壊	50,000円	3,000円											
床上浸水	30,000円	2,000円											
3 活用できる方	<p>現住する住居に「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のり災証明書を受けた世帯 ※建物の所有者であっても、居住されていない場合については対象となりません。 ※倉庫、店舗等については対象となりません。</p>												
4 必要書類等	災害見舞金申請書、り災証明書のコピー、預金通帳のコピー												
5 手続き	<p>次の方法によりお手続きください。 「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」のり災証明書が交付された世帯に対し申請書を送付しますので、必要事項を記入し、①災害見舞金申請書、②り災証明書のコピー、③預金通帳のコピーを取り揃え、健康福祉課窓口で申請してください。</p>												
6 受付	村健康福祉課 57 - 4623												

●災害援護資金貸付金

1 支援の種類	貸付金																																						
2 支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="14">貸付限度額 [万円]</td> <td colspan="2">1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>※住居を建て直す場合</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年3% (据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>3年 (特別の場合は5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年 (据置期間を含む。)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦、半年賦又は月賦</td> </tr> <tr> <td>申込期限</td> <td>令和2年1月31日</td> </tr> </table>	貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150	イ 家財の3分の1以上の損害	250	ウ 住居の半壊	270	※住居を建て直す場合	350	エ 住居の全壊	350	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150	イ 住居の半壊	170	※住居を建て直す場合	250	ウ 住居の全壊	250	※住居を建て直す場合	350	貸付利率	年3% (据置期間中は無利子)	据置期間	3年 (特別の場合は5年)	償還期間	10年 (据置期間を含む。)	償還方法	年賦、半年賦又は月賦	申込期限	令和2年1月31日			
貸付限度額 [万円]	1 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																						
	ア 当該負傷のみ		150																																				
	イ 家財の3分の1以上の損害		250																																				
	ウ 住居の半壊		270																																				
	※住居を建て直す場合		350																																				
	エ 住居の全壊		350																																				
	2 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																						
	ア 家財の3分の1以上の損害		150																																				
	イ 住居の半壊		170																																				
	※住居を建て直す場合		250																																				
	ウ 住居の全壊		250																																				
	※住居を建て直す場合		350																																				
	貸付利率		年3% (据置期間中は無利子)																																				
	据置期間	3年 (特別の場合は5年)																																					
償還期間	10年 (据置期間を含む。)																																						
償還方法	年賦、半年賦又は月賦																																						
申込期限	令和2年1月31日																																						
3 活用できる方	<p>以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <p>(1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 (2) 家財の3分の1以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊</p>																																						
4 必要書類等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申込みに必要な書類</th> <th colspan="3">申込人</th> <th rowspan="2">連帯保証人</th> </tr> <tr> <th>全半壊</th> <th>家財 1/3</th> <th>負傷のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 災害援護資金借入申込書 (所定のもの)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 住民票 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(3) 所得・課税証明書 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※平成30年中の所得が確認できるもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(4) 医師の診断書</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) り災証明書の写し</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○…必要となる書類、△…場合によっては必要となる書類</p>	申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人	全半壊	家財 1/3	負傷のみ	(1) 災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○		(2) 住民票 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○	(3) 所得・課税証明書 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※平成30年中の所得が確認できるもの	○	○	○	○	(4) 医師の診断書	△	△	○		(5) り災証明書の写し	○	○	○		(6) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○		
申込みに必要な書類	申込人			連帯保証人																																			
	全半壊	家財 1/3	負傷のみ																																				
(1) 災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	○	○	○																																				
(2) 住民票 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※全部記載のもの	○	○	○	○																																			
(3) 所得・課税証明書 ※世帯全員のもの (連帯保証人は本人のもの) ※平成30年中の所得が確認できるもの	○	○	○	○																																			
(4) 医師の診断書	△	△	○																																				
(5) り災証明書の写し	○	○	○																																				
(6) 契約書の写し等 ※補修・購入等に伴う見積書、領収書、契約書の写しや被害の状況が分かる写真等	○	○																																					
5 手続き	必要書類を取り揃え、村健康福祉課で申請してください。																																						
6 提出先	村健康福祉課 57-4623																																						

● 国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の医療機関窓口負担の支払免除

1 支援の種類	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の医療機関窓口負担の支払免除
2 支援の内容	玉川村国民健康保険及び村にお住いの福島県後期高齢者医療保険被保険者の方の、医療機関窓口負担の支払免除をいたします。 ※入院等による食費などは該当しません。 ※整骨院・接骨院等（柔道整復）は該当しません。
3 活用できる方	被災された村民の方で、下記のいずれかに該当する方。 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ※床下浸水は該当しません。 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ※社会保険等の加入者においては各保険者にお問い合わせください。
4 手続き等	医療機関等の窓口にて、上記いずれかに該当する旨を申告してください。 ※対象期間：令和元年 10 月 13 日～令和 2 年 1 月末まで
5 お問合せ	村健康福祉課 57 - 4623
6 その他	・後日、村健康福祉課から内容の確認をさせていただくことがあります。 ・上記対象者に該当される方で、既に医療機関等を受診され、窓口負担を支払った場合は、領収書を保管しておいていただき、還付手続きについて村健康福祉課へお問い合わせください。

● 被災者生活再建支援制度

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給される国の制度です。 ○住宅の被害程度に応じて支給される支援金（基礎支援金） 支給額：全壊等 100 万円 大規模半壊 50 万円 ○住宅の再建方法に応じて支給される支援金（加算支援金） 支給額：建築・購入 200 万円 補修 100 万円 賃借（公営住宅を除く）50 万円
3 活用できる方	災害により住宅に「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」のり災証明を受けた世帯建物の所有者ただし半壊の場合は、住宅を解体しなければ該当になりません。
4 必要書類等	○全壊、大規模半壊の場合に必要な書類 ①基礎支援金：り災証明書（原本）・住民票（世帯全員分）・預金通帳の写し・契約書等の写し ②加算支援金：契約書等の写し ○半壊解体の場合に必要な書類 ①基礎支援金：り災証明書（原本）・解体証明書・滅失登記簿謄本・住民票（世帯全員分）・預金通帳の写し・契約書等の写し ②加算支援金：契約書等の写し
5 手続き・お問合せ	村住民課 57 - 4624

● 玉川村生活再建支援金

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	台風 19 号により被災された住宅、作業所、物置及び設備などを再建した世帯へ支給される村の制度です。
3 支給額	事業費の 3 割以内で上限 30 万円
4 手続き・お問合せ	村住民課 57 - 4624

● 国民年金第 1 号被保険者の国民年金保険料の免除

1 支援の種類	免除 (注)免除が認められた場合は、納付した場合に比べ老齢基礎年金等の受給額が減額されます。ただし、10年以内に追納した場合は、年金は減額されません。
2 支援の内容	災害により、被害金額が住宅や家財等の評価額のおおむね 1/2 以上の損害を受けた方は、申請により国民年金保険料が免除になる場合があります。 免除が認められる期間は令和元年 9 月分から令和 3 年 6 月分です。なお、令和 2 年 7 月分以降については改めて申請が必要となります。
3 活用できる方	国民年金第 1 号被保険者の方で、災害により被害金額が住宅や家財等の評価額のおおむね 1/2 以上の損害を受けた方 詳しくは、国民健康保険課国民年金係又は郡山年金事務所 (TEL:932-3434) へお問合せください。
4 必要書類等	○国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ○国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ※必要書類は窓口に備え付けてあります。 ※り災証明書により被害の程度が確認できる場合は、被災状況届の代わりにり災証明書のコピーを添付できることがあります。
5 手続き	国民年金保険料の免除の決定は、日本年金機構が行います。 受付した申請については、電話等による内容確認又は現地調査等を実施する場合があります。 結果は 2～3 カ月後にハガキで通知書が送付されます。
6 提出先	郡山年金事務所 (TEL:932-3434)
7 お問合せ	村住民課 57-4624 郡山年金事務所 (TEL:932-3434)

● 保育所等利用世帯への支援

1 支援の種類	減免						
2 支援の内容等	被災の状況により、認定こども園たまかわクックの森の保育料のうち 0～2 歳児の令和元年 10 月分から令和 2 年 3 月分までの保育料について減免を実施します。 次の要件に該当する方が、減免（損害の程度により保育料の一部または全部）を受けることができます。 【減免額】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>保育料の全額</td> </tr> <tr> <td>半壊、床上浸水</td> <td>保育料の 1/2 の額</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免額	全壊	保育料の全額	半壊、床上浸水	保育料の 1/2 の額
損害の程度	減免額						
全壊	保育料の全額						
半壊、床上浸水	保育料の 1/2 の額						
3 活用できる方	災害が発生した時点で住所を玉川村に有しており、かつ村内に立地する保育所等を利用する児童						
4 必要書類	【減免申請に必要なもの】 ・保育料減免申請書 ・り災証明書						
5 提出先	村教育委員会 57-4633						

村税や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免については、詳細が決まり次第、回覧等でお知らせします。

● 農業廃棄物の撤去

	流入物・廃棄物	廃棄方法	廃棄場所
農用地	稲わら	自分で運搬できる稲わらについては、集めていただき、稲わら置き場（中宇上大川原）へ運搬。	
	ドラム缶・金属等	農道に寄せる。	村が業者へ委託し、収集します。(11月下旬頃)

※農地に堆積した流入物について、自分で処分することが難しい場合は、各行政区長へ11月中頃までに報告ください。取りまとめ後に、業者へ依頼し処分します。本人立ち合いのもと、バックホーで作業します。
村産業振興課 57-4627

● 農業等災害対策

1 支援の種類	営農相談
2 支援の内容	パイプハウス等の被災・今後の営農対策についてお気軽にご相談ください。
3 お問い合わせ	村産業振興課 57-4627

● 農地・農道等災害の対策相談

1 支援の種類	相談
2 支援の内容	法面崩壊等の農地・農道等の被災についてお気軽にご相談ください。
3 お問い合わせ	村地域整備課 57-4626

● 農業災害に係る資金の貸付

1 支援の種類	農業経営安定資金 令和元年度台風19号災害資金
2 支援の内容	令和元年度台風19号により被害を受けた農業経営に被害を受けた農業者等の経営の維持安定を図るため、農業経営安定資金を融通します。 ①資金使途 農業施設等の復旧費及び営農のため必要となる運転資金 ②貸付限度額 500万円以内 ③償還期間 10年以内（うち据置3年以内） ④貸付利率 0.06%以内（農協取扱いは無利子） ⑤担保・保証 福島県農業信用基金協会の保証が利用可能（保証料率 年0.27%、保証割合100%）
3 貸付対象者	令和元年台風19号により被害を受けた農業者等
4 申込期限	令和2年3月13日（金）まで
5 お問い合わせ	詳しくは 夢みなみ農業協同組合玉川支店（57-3115）へご連絡願います。

● 災害救助法に基づく住宅の応急修理のお知らせ

被災された住宅を修理する場合には、「災害救助法に基づく住宅の応急修理」による支援制度があります。制度の概要は以下のとおりですので、詳細については住民課（57-4624）までお問い合わせください。

なお、その他の支援制度については、順次お知らせいたします。

◆◆ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度 ◆◆

○対象要件…次のすべてを満たす世帯

- ①住宅が全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害を受けた世帯
- ②応急修理を行うことにより被害を受けた住宅で生活可能となる世帯
- ③応急仮設住宅等（民間借上げ住宅を含む）を利用しない世帯
- ④自らの資力では応急修理を行うことができない世帯

○支給額…限度額 59万5千円（消費税込み）

（注意）申請前に修理費用の支払いが完了した場合は該当になりません。

被災中小企業・小規模事業者対策 福島県緊急経済対策資金

福島県が、県内の中小企業者の経営安定化等を目的として行う融資制度です。

- (1) 対象者：県内に事業所を有する中小企業者
- (2) 融資限度額：7,000万円
- (3) お問い合わせ：福島県商工労働部経営金融課（電話 024-521-7288）

※制度の利用には条件があります。詳細は、福島県ウェブサイト（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/seidosikin.html>）にてご確認ください。

日本政策金融公庫災害貸付

日本政策金融公庫が、災害により被害を被った中小企業、小規模事業者に対して行う貸付制度です。

- (1) 対象者：中小企業、小規模事業者
- (2) 貸付限度額：（中小企業事業）1億5000万円
（国民生活事業）3,000万円
- (3) お問い合わせ：（中小企業事業）日本政策金融公庫福島支店（電話 024-522-9241）
（国民生活事業）日本政策金融公庫郡山支店（電話 024-923-7140）

※制度の利用には条件があります。詳細は、日本政策金融公庫ウェブサイト（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/2019taihuu19gou.html>）にてご確認ください。

小規模企業共済災害時貸付

中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済の共済契約者に対して行う貸付制度です。

- (1) 対象者：小規模企業共済契約者
- (2) 貸付限度額：1,000万円
- (3) お問い合わせ：中小企業基盤整備機構共済相談室（電話 050-5541-7171）
中小企業基盤整備機構東北本部特別相談窓口（電話 022-716-1751）

※制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業基盤整備機構のウェブサイト（<https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/akn4gh000000ibh5.html>）にてご確認ください。

セーフティネット保証

自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者の保証を、通常の保証限度額と別枠で100%保証する制度です。

(1) 対象者：中小企業者

(2) 保証限度額：(一般保証) 2億円
(無担保保証) 8,000万円

(3) お問い合わせ：福島県信用保証協会 (電話 024 - 526 - 2331)

※制度の利用には条件があります。詳細は、中小企業庁のウェブサイト (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm) にてご確認ください。

特別労働相談窓口

福島県労働局では、台風19号に伴う「特別労働相談窓口」を開設しています。

(1) 開設期間・対応時間

令和元年10月16日(水曜日)から当面の間 8:30～17:15

(2) 相談窓口

須賀川労働基準監督署 (電話 0248-75-3519)

ハローワーク須賀川 (電話 0248-76-8609)

※詳細は福島労働局のウェブサイト

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00199.html にてご確認ください。

失業手当と休業手当を支払う場合の助成金

台風19号被害により休業している事業主を対象に、失業手当、休業手当に関する助成金についてお知らせしています。

(1) 相談窓口：ハローワーク須賀川 電話 0248 - 76 - 8609

(2) 要件：事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合
災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

経済産業省による支援策

経済産業省は、台風19号に伴う災害に関して、13都県315市区町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、以下の被災中小企業・小規模事業者支援を行っています。

1. 特別相談窓口の設置

台風19号で被災した中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口は次のとおりです。

福島県信用保証協会 福島営業店 (電話 024 - 526 - 1530)

福島県商工会連合会 (電話 024 - 525 - 3411)

商工中金 福島支店 (電話 024 - 526 - 1201)

2. 災害復旧貸付の実施

上記「日本政策金融公庫災害貸付」と同様

3. セーフティネット保証4号の適用

上記「セーフティネット保証」と同様

4. 小規模企業共済災害時貸付の適用

上記「小規模企業共済災害時貸付」と同様

※詳細は経済産業省のウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191015010/20191015010.html> にてご確認ください。

これらの他にも各種減免制度等が今後設立される可能性がございます。

疑問に思う事やお困りのことがございましたら、お気軽に村役場までお問い合わせください。



百歳賀寿おめでとうございます

吉の有賀イワさん



百歳の誕生日に晴れやかな表情のイワさん

10月28日、有賀イワさん(吉)が満百歳の誕生日を迎えられ、ご自宅において福島県知事賀寿及び記念品の贈呈と村長賀寿及び特別祝金の贈呈が行われました。

賀寿を迎えられたイワさんのもとには、息子さんや娘さんらが集まり長寿を祝いました。

イワさんは、長生きの秘訣について「毎日、健康的な食事をしっかり摂って間食は控え、よく働き、日頃の感謝の気持ちを忘れないこと」と話していました。

なお、10月7日には、村長より内閣総理大臣からのお祝い状と記念品が贈呈されています。

チーム一丸となって健闘誓う

駅伝玉川村選手団結団式

11月17日に開催される「第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」に出場する玉川村選手団の結団式が10月21日、たまかわ文化体育館で行われました。

式では、25名の選手が一人ずつ紹介された後、本部長の石森村長が岩谷唯義監督(中)に団旗を手渡し激励しました。最後に、選手団を代表して、宗形大主将(南須釜)が決意表明し、最後まで諦めずにタスキを繋ぐことを誓いました。



選手を代表し決意表明する宗形主将



新任の円谷さん(左)と退任の近内さん(右)

新教育委員に円谷兼一さん

玉川村教育委員任命書交付式

任期満了により近内弘道教育長職務代理者(吉)が10月3日付で退任され、新たな教育委員に円谷兼一さん(南須釜)が任命されました。

10月4日、役場において任命書交付式が行われ、円谷さんに任命書が村長より手渡されました。

また、近内さんには感謝状が贈られ、2期8年の長きに渡るご活躍に感謝の意を表しました。

地域の安心安全をめざして

防犯功労団体表彰受賞

10月3日、令和元年度石川地方住民総参加「地域安全の日大会」が平田村中央公民館で開催されました。

大会では、住民の防犯意識高揚に多大に貢献された防犯功労者や団体への表彰をはじめ、防犯川柳・俳句などの表彰も行われました。

村内の受賞者は次のとおりです。

- 【防犯功労者】 車田奈緒美(小高)・大越 健一(南須釜)
- 【防犯功労団体】 玉川村防犯協会
- 【優良防犯連絡責任者】 塩澤ユキ子(南須釜)・塩澤 直一(南須釜)
- 【防犯川柳の部】 矢部 征子(川辺)



防犯川柳の部で入賞した矢部征子さん

令和2年
4月開校

「玉川中学校」校歌の歌詞が完成しました!!

令和2年4月に開校する「玉川中学校」校歌の歌詞が完成しました。
歌詞には、村の花「山桜」、木「赤松」、鳥「山鳩」や現両校の歌詞が盛り込まれており、伝統と文化を大切に、夢と希望に満ちあふれ飛躍する新生「玉川中学校」にふさわしい校歌です。



「玉川中学校 校歌」 作詞 佐藤 和彦 (福島大学特任教授)

- 一 朝日に映ゆる 山脈やまなみの
- 二 歴史新たに 集いし我等
- 三 真澄まめる流れ みつめつつ

峯を仰ぎて 我ら立つ
誇りを胸に 凜と立つ
知徳を修め 道拓く

山桜かおろは照らす 里の庭
赤松まっの命を 受け継ぎて
羽ばたく山鳩とよ 日に新た

平和の光 いやまさん
築かきし学舎がくしゃ 和の集い
理想の高嶺 仰ぎみん

薫る玉川 我が母校
清き玉川 我が母校
光る玉川 我が母校

一番歌詞ポイント・解説

- ・村の花「山桜」をモチーフ
- ・花王といわれる桜の象徴性である「明るさ」「豊かさ」
- ・美しい自然と調和した薫り高く、明るい校風をイメージ
- ・夢と希望を力に変えて、豊かで幸せな学校生活を送る生徒の姿を表現

【表現・表記】

- ・山脈…那須連峰、阿武隈山系の遠き山脈をさす。
- ・山桜…桜は花王と呼ばれることから「かおろ」と読ませる。
- ・里の庭…ふる里玉川村ののどかな広がり
- ・平和の光…平成から令和の時代へ、美しく優雅な様を表現
- ・「いやまさん…「いや増さん」の文語表現
- ・一層、益々満ちあふれているの意

二番歌詞ポイント・解説

- ・村の木「赤松」をモチーフ
- ・松の象徴性である「永遠」「節操」
- ・歴史、伝統を重んじ、つないでいくイメージ
- ・先人から受け継がれてきた伝統・文化を大切にしながら、新生玉川中学校の新たな歴史づくりに励む生徒の姿を表現

【表現・表記】

- ・歴史新た…平成から令和の時代の変遷
- ・泉中と須釜中の統合による新生玉川の開校
- ・凜と立つ…きつぱりとして清々しい様
- ・赤松…音声化したときの響き、リズム感から「まっ」と読ませる。
- ・命…長寿、礼節を重んじる松の「永遠性」「清廉さ」をさす。
- ・学舎…音声化したときの響き、リズム感から「がくしゃ」と読ませる。
- ・和の集い…須釜中学校歌の一節を取り入れる。

三番歌詞ポイント・解説

- ・村の鳥「山鳩」をモチーフ
- ・山鳩の象徴性である「平和」「真摯」
- ・未来への羽ばたき、飛躍、発展をイメージ
- ・高い知性と豊かな感性を身につけ、自己の未来を切り拓き、飛躍していく生徒の姿を表現

【表現・表記】

- ・知徳を修め…泉中学校歌の一節を取り入れる。
- ・羽ばたく…未来を切り拓いていく生徒の姿や、福島空港を持つふる里玉川村と重ね合わせて「飛躍・発展」をイメージ。
- ・山鳩…音声化したときの響き、リズム感から「とり」と読ませる。
- ・日に新た…日々新たな心持ちでの意
- ・理想の高嶺…一人ひとりの目指す目標、明日への希望の意
- ・仰ぎみん…「仰ぎみる」の文語表現
- ・上を向くことから求め続けるの意



とうま
車田 斗真くん
【純一：小高】



いちか
坂本 唯花ちゃん
【寛和：小高】



みゆ
星 心結ちゃん
【翔太：蒜生】



はるま
大竹 陽真くん
【仁：岩法寺】



かなな
石森 楓菜ちゃん
【達也：山小屋】

3歳児健診が10月1日、村保健センターで行われました。
歯科検診の結果、虫歯が1本もなかったら5名のおともたち
を紹介します。

(順不同。【】は保護者と地区名)

ぼくも！
わたしも！
虫歯がならぬよ！



みんなで予防！インフルエンザ

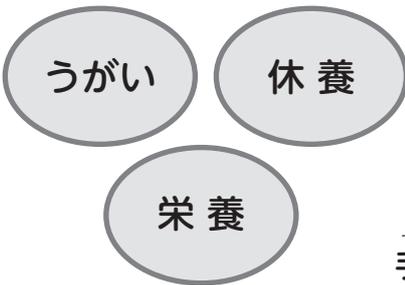
インフルエンザ予防のポイント「かからない」と「うつさない」



ママソウくん(※)

せき 咳エチケット

マスク、ティッシュ・ハンカチ、
そでなどで鼻と口をおおきましょう。



コマメちゃん(※)

てあら 手洗い

指先、指の間、親指、手首は
特に注意して手洗いをしましょう。

※厚生労働省のインフルエンザ予防啓発キャラクター



ワクチン接種も有効です。高齢者と満1歳から中学3年生までの
お子さんには、接種費用の一部助成があります。
詳しくは保健センターへお問い合わせ下さい。

▶問い合わせ先：村保健センター ☎37-1024



魚と相性のよい食べ物

魚がおいしい季節になりました。
魚と相性のよい食材を組み合わせ、栄養をまんべんなく取り入れられるように食べましょう。



いわし (ビタミンB2) + トマト (クエン酸)

いわしに含まれるビタミンB2には疲労回復効果があるとされており、クエン酸と一緒に取るとビタミンB2の効果を高めます。

献立としては「いわしのトマト煮」やクエン酸が豊富な梅干しを使った「いわしの梅煮」がおすすめ。

鮭 (ビタミンD) + 牛乳 (カルシウム)

骨粗しょう症予防のためにカルシウムを取る必要があります。鮭に含まれているビタミンDはカルシウムの吸収を高める効果があります。おすすめ献立は「鮭のクリーム煮」。牛乳を使いましょう。

さんま + 大根おろし

大根に含まれる酵素が魚の肉をやわらかくします。また、消化もよくします。この酵素は加熱すると働かなくなってしまう為、大根おろしなどで食べることがポイント。

▶問い合わせ先：村保健センター ☎37-1024



クックちゃん文庫から お知らせ

★今月の新着オススメ本

【クックちゃん文庫(公民館内) ☎57-4632】

渦 妹背山婦女庭訓 魂結び
大島 真寿美 著



第161回直木賞受賞作。「妹背山婦女庭訓」や「本朝廿四孝」などを生んだ人形浄瑠璃作者、近松半二の生涯を描いた比類なき名作！著者の長年のテーマ「物語はどこから生まれてくるのか」が、義太夫の如き「語り」にのって、見事に結晶した奇蹟の芸術小説。

むらさきのスカートの女
今村 夏子 著



第161回芥川賞受賞作。近所に住む「むらさきのスカートの女」と呼ばれる女性のことが、気になって仕方のない〈わたし〉は、彼女と「ともだち」になるために、自分と同じ職場で働きだすように誘導する。何とも言えない奇妙な読後感を体験してください。

気分は常夏!! クリスマスのフラダンスフェス

真冬にフラ??今年のクリスマスはフラダンスで盛り上がりよう！
ティーンズフラガールによる「気分は常夏のアツいフェス」にみんなで行こう♪

日時 令和元年12月22日(日) 午後1時～午後2時まで
場所 たまかわ文化体育館



お知らせ

Information

- 総務課 57-4621
- 住民課 57-4624
- 須釜支所 57-2061
- 税務課 57-4622
- 会計室 57-4625
- 健康福祉課 57-4623
- 保健センター 37-1024
- 産業振興課 57-4627
57-4629
- 農業委員会 57-4628
- 地域整備課 57-4626
57-4631
- 議会事務局 57-4630
- 教育委員会 57-4633
- 公民館 (文化体育館) 57-4632

放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学は、令和2年度4月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

テレビで授業を行っているだけでなく、学生はその授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

資料を無料で差し上げていただけます。お気軽に放送大学福島学習センターまでご請求ください。

▼**出願期間**
第1回 2月29日まで
第2回 3月17日まで

▼問い合わせ先

放送大学福島学習センター
☎024192117471

便利でお得な 法定相続情報証明制度

全国の登記所(法務局)において、法定相続人が誰であるかを登記官が証明する「法定相続情報証明書」を取り扱っています。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(注)。

手数料も無料で、複数ある相続手続きが同時に進められるなど、とても便利でお得な制度ですので、是非ご活用ください。

発行に必要な書類等、詳しくは法務局ホームページ又は、法務局までお問い合わせください。

(注)相続手続きが必要となる書類は、各機関で異なります

▼問い合わせ先

福島地方法務局郡山支局
☎024196214505

家計とお金の悩みに 関する無料相談会

財務省福島財務事務所では、専門相談員が、借金を抱えお悩みの方から家計や借金の状況等をお伺いし、必要に応じて弁護士などの専門家に引継ぎを行う相談会を開催します。

相談は無料で秘密は厳守します。

まずは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

▼日時

1月15日(水)
午後1時～午後4時
(原則予約制・予約締切日1月14日)

▼会場

須賀川市役所

2階ウルトラ会議室 (須賀川市八幡町135番地)

▼その他

当日の受付状況により相談が可能な場合もあります。お気軽にお電話ください。

▼予約・問い合わせ先

財務省福島財務事務所理財課
☎024153310064
(平日の午前8時30分～午後12時、午後1時～午後4時30分)

個人事業税の 納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第2期の納期限は12月2日(月)です。

県中地方振興局県税部から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また、預金口座から振替納付をする方法もありますので

▼問い合わせ先

福島県中地方振興局県税部
課税第一課 事業税チーム
☎024193511251

交通事故の損害賠償 問題でお困りの方へ

自動車事故にあわれ、示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が「中立・公正」な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いをします。弁護士費用は、一切かかりません。(要予約)

▼受付時間

月曜日～金曜日
午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

▼予約・問い合わせ先

交通事故紛争処理センター
仙台支部
☎022126317231

今年度最後の
チャンスです！
未受診者は
積極的な受診を！

今年度最後！住民健診追加日程のご案内

実施日時 12月9日(月) 受付：午前9時～午前10時
実施場所 村保健センター



<特定健診・健康診査の対象者及び個人負担金>

- ①国民健康保険に加入する40歳～74歳の方
500円
- ②社会保険の被扶養者で受診券をお持ちの方
受診券に記載された金額
- ③18歳～39歳の方 500円
- ④後期高齢者医療保険に加入の方 無料

<がん検診の対象者及び個人負担金>

- 肺がん検診：40歳以上の方 無料
- 大腸がん検診：40歳以上の方 500円
- 前立腺がん検診：50歳以上の男性 500円
- ※今回、胃がん健診の実施はありません。

申込電話予約(保健センター) ☎37-1024

年末年始のごみ収集・し尿汲取のお知らせ

▶燃えるごみの収集

- 年末：12月27日(金)まで収集
- 年始：1月7日(火)から収集
- ※詳しくは、玉川村ごみ分別収集カレンダーをご確認ください。

▶粗大ごみ

令和元年12月19日(木)午後4時までにきららクリーンセンターに申し込みしたもののについては、年内に収集に伺います。
年始は令和2年1月6日(月)から申し込み受付いたします。



▶し尿汲取

令和元年12月13日(金)午後5時までに村住民課、施設組合で申し込みをしたものについては、年内(12月27日(金)まで)に汲取を行います。年始は令和2年1月6日(月)から汲取を行います。

▶問い合わせ先 村住民課 ☎57-4624

玉川村公民館からのお知らせ

たまかわ文化体育館で『Free Wi-Fi』が利用できます

10月1日より、たまかわ文化体育館の全館でFree Wi-Fiの利用が可能になりました。

Japan Connected-free Wi-Fiにより、利用時間に制限なくFree Wi-Fiが利用できます。利用には「Japan Connected-free Wi-Fiアプリ」で登録するか、メールアドレス・Twitter・Facebookにより登録することで利用が可能です。是非、ご利用ください。



玉川村民グランド ナイター照明のLED化について

玉川村では、スポーツ振興くじの助成により、村民グランドナイター照明、全6基、90灯すべてをLED照明に改修しました。これにより、被照明面積14,400㎡で平均照度が100ルクス以上となり明るくなりました。村民の皆様のご活用を心よりお待ちしております。



LEDに転換したナイター照明

玉川村花いっぱい運動事業参加事業所募集

玉川村では、美しい環境を創造するとともに、住民の環境美化に対する意識の高揚のため、玉川村花いっぱい運動を実施しております。国道118号沿線及び主要地方道及び県道沿線等に約50,000本の花(サルビア・マリーゴールド等)を植栽しています。今年度は、ボランティア団体のほか以下の事業所にご協力いただきました。今後とも協力いただける事業所様を随時募集しておりますので、参加希望される事業所様は、公民館までご連絡ください。

令和元年度協力事業所様

- ・株式会社福島エンヤ
- ・林精器製造株式会社
- ・スズキアリーナ石川
- ・シャディ末広たまかわ
- ・有限会社玉川興産
- ・アブクマエコロジー有限公司
- ・福島県農業共済組合いわせ石川支所



▶問い合わせ先 村公民館 ☎57-4632

おくりあげます

(10月届出分)

地区名	死亡者	世帯主名
川辺	田子重義	重義
〃	矢吹知子	昭夫
小高	車田昭二	邦夫
岩法寺	佐久間英一	英一
竜崎	上野正吉	正吉
北須釜	塩澤隆好	勝巳

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会：10月受領分)

川辺	田子一	憲様
〃	矢吹弘	道様
小高	車田邦夫	様
岩法寺	佐久間英	崇様
竜崎	上野正	幸様
北須釜	塩澤勝巳	様
吉	有賀嘉	榮様
東京精工労働組合		様
玉川村民ゴルフ大会実行委員会		様

11月1日現在の村のようす (前月比)

世帯数	2,143 戸	(+ 3 戸)
人口	6,534 人	(- 11 人)
男	3,254 人	(- 7 人)
女	3,280 人	(- 4 人)

文芸 literature

さるなし俳句会十月句会吟詠

山裾に騒ぐ風あり秋立つ日 由記
 牧場に牛影見え赤とんぼ 春恵
 朝もやの鬼灯垂るる草の中 真知
 里の子生まれたと云う秋祭 今朝
 愛犬を呼ぶ翁いて芋嵐 公
 名桜の根元賑わす曼珠沙華 美枝
 稲架掛けの一把の重さたしかむる 仁美
 人間ていいな痛いな豆名月 剛

ご家庭で不要になったDVDプレーヤーを地域高齢者サロンに無償でお譲りください!

地域で行う高齢者サロンでは、DVDを見ながら運動を行います。DVDプレーヤーが不足しています。

ご家庭で不要になったDVDプレーヤーがありましたら是非お譲り願います。

皆様のご協力をお待ちしております。

▶お問い合わせ先

村保健センター ☎37-1024



12月4日～10日は人権週間 「特設人権相談所」開設のお知らせ

人権相談とは、家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの相談に人権擁護委員が応じます。

人権擁護委員は相談を受けると、その内容を十分に聴いたうえ、権利を守るために必要な手続きを助言するなど、それぞれの場合に応じた解決の手助けをします。

■開設日時

12月4日(水) 午前10時～午後3時

■開設場所

- ・玉川村役場北庁舎会議室
- ・須釜公民館

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

お気軽にご相談ください。

▶問い合わせ先

村民課 ☎57-4624



11月は児童虐待防止推進月間です。

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

児童虐待かもと思ったら
すぐにお電話をください

いち はや く
189
児童相談所
全国共通
3桁ダイヤル

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のHP電話からはつながりません。

※通話料がかかります。



日	月	火	水	木	金	土
1 (休医)あつうみ内科医院 (玉川村)	2 ●乳がん検診 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	3 ●3歳児健診 (13:15保ゼ) ●1歳6か月児健診 (13:30保ゼ) ●(元)ヨガ教室 (19:15文体) ●(元)バドミントン (19:30文体) 燃えるゴミ	4 ●高齢者学級 (文体クラブハウス) ●(元)レクダンス教室 (13:30就改) ●(元)きつすたいく教室 (15:30文体) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	5 ●(元)ラージボール卓球 (9:30文体)	6 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30文体) ●(元)プール教室 (13:30矢吹温水プール) 燃えるゴミ	7 ●認定こども園クックの森「生活発表会」
8 ●玉川村民卓球大会 (休医)ふるどのクリニック (古殿町)	9 ●いきいき教室 (13:30保ゼ) ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	10 ●(元)フラダンス教室 (9:30就改) ●(元)フットサル教室 (19:00体ゼ) ●(元)バドミントン (19:30文体) 燃えるゴミ	11 ●乳がん検診 ●(元)きつすたいく教室 (15:30文体) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	12 ●(元)ラージボール卓球 (9:30文体) ●(元)骨盤呼吸教室 (9:45文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00文体)	13 ●離乳食教室 (9:30保ゼ) ●1歳児パーズデー健診 (13:30保ゼ) ●(元)プール教室 (13:30矢吹温水プール) 燃えるゴミ	14 ●(元)スポーツサロン (13:00文体他)
15 (休医)添田医院 (石川町)	16 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	17 ●(元)ヨガ教室 (19:15文体) ●(元)バドミントン (19:30文体) 燃えるゴミ	18 ●乳がん検診 ●3～4か月児健診 (14:00公立若瀬病院) ●(元)レクダンス教室 (13:30就改) ●(元)きつすたいく教室 (15:30文体) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	19 ●(元)ラージボール卓球 (9:30文体)	20 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30文体) 燃えるゴミ	21
22 (休医)ひらた中央病院 (平田村)	23 ●いきいき教室 (11:00保ゼ) ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	24 ●小中学校第2学期終業式 ●認定こども園クックの森第2学期終業式 ●(元)フラダンス教室 (9:30就改) ●(元)バドミントン (19:00文体) ●(元)フットサル教室 (19:00体ゼ) 燃えるゴミ	25 延長窓口(～19:00) 固定資産税:第3期 国民健康保険税:第6期 介護保険料:第6期 後期高齢者医療保険料:第5期 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	26 ●(元)ラージボール卓球 (9:30文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00文体)	27 燃えるゴミ	28
29 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設年末休場日 (休医)ひらた中央病院 (平田村)	30 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設年末休場日 (休医)ひらた中央病院 (平田村)	31 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設年末休場日 (休医)ひらた中央病院 (平田村)	◆玉川村虐待防止センター専用ダイヤル ☎080-5220-4623 ※毎日24時間体制で虐待にかかわる通報(連絡)や相談を受け付けています。	●休日当番医の診療時間は、午前8:30～午後4:30までとなっています。 ※須賀川地区の在宅当番医は、須賀川市保健センター内の休日夜間急病診療所で診察しています。 ☎0248-76-2980 須賀川市諏訪町67-1	粗大ゴミ 申込・収集 申込先 きららクリーンセンター TEL 26-7500 FAX 26-7800	◆防災行政無線の放送内容の問い合わせ 防災行政無線で放送した内容が下記の電話番号からお聞きいただけます。 ※村ホームページには放送内容が文字情報として掲載されています。 ☎0247-57-2815

- (休医)・休日当番医
- 元・元気スポーツクラブ
- 文体・文化体育館
- クラブ・文化体育館クラブハウス
- 保セ・保健センター
- 健た・健康の駅たまかわ
- 村グ・村民グラウンド
- 就改・就業改善センター
- 村体・村民体育館
- 体セ・体育センター

地域おこし協力隊のSNS登録は⇒

協力隊 HP

Facebook

福島空港関連イベントはこちら

TAMAKAWA MOBILE 玉川村モバイルサイト

今年のおこし協力隊のCM大賞の動画が完成しました。飛行機と子供をテーマに制作した作品で、飛行機操縦訓練をされているアルファアビエイション様の協力もあり素晴らしい作品になっています。12月8日のCM大賞審査会を終えると福島放送でCMとして流れる予定です。ご期待ください。

地域おこし協力隊 宇都



撮影の一コマ

地域おこし協力隊だより

広報紙に掲載された写真が欲しい方は総務課広報聴係(57-4621)まで

発行／福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場 編集／総務課 ☎(0247)5714621 印刷／(南和田印刷)毎月15日発行